

# 利 用 者 の た め に

## 1 調査の目的

農業構造動態調査地域就業等構造調査は、地域農業における効率的な農業生産の確保に資するため、集落を基礎とした農業者の組織の実態、認定農業者の営農実態及び今後の意向等、地域農業の多様な担い手の動向等を明らかにすることにより、農地の流動化、地域資源の活用等個別政策課題に対応した統計を提供することを目的としている。

平成13年度においては、地域農業の多様な担い手の一つとして位置付けられている認定農業者の営農実態及び今後の意向等を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を行う担い手として育成するための各種施策の企画・立案・推進等の基礎資料に資することを目的として調査（以下「認定農業者編」という。）を実施した。

また、平成14年度においては、地域農業の多様な担い手の一つである組織的かつ効率的な経営に取り組んでいる農業生産法人、協業経営体及び集落一農場型営農組織について、耕地の集積・分散状況や資金・労働力の状況のほか、経営の多角化の実態や今後の展開方法等を明らかにし、各種施策の基礎資料に資することを目的として調査（以下「農業生産法人等編」という。）を実施した。

## 2 調査の機構

調査は、農林水産省大臣官房統計情報部及び地方統計情報組織（平成15年7月1日付けの組織再編前のもの）を通じて実施した。

## 3 調査の範囲と対象

### (1) 調査の範囲

調査の範囲は、全国とした。

### (2) 調査の対象

ア 認定農業者編については、2000年世界農林業センサス結果（平成12年2月1日現在）による認定農業者のいる農家13万4,701戸を母集団とする8,350戸とした。

このため、2000年世界農林業センサス実施以降に認定農業者となった者は含まれていない。

なお、抽出した農家に複数の認定農業者が存在する場合は、抽出された農業経営組織の区分に該当する農業経営を行っている認定農業者を対象とした。

イ 農業生産法人等編については、以下のとおりである。

農業生産法人及び協業経営体

対象は、農業生産法人、法人である協業経営体及び非法人である協業経営体であり、2000年世界農林業センサス農家以外の農業事業体調査結果に基づく4,417事業体とした。

母集団の編成は、農業生産法人及び協業経営体（の集落一農場型営農組織を除く。）とし、属性が重複する事業体は農業生産法人として取り扱った。

集落一農場型営農組織

対象は、集落営農のうち農家・土地持ち非農家を構成員とし、栽培管理、機械利用、作業

分担等の営農活動を一括管理・運営しており、少なくとも物財費及び雇用労賃をプール計算している任意組織で水稻・陸稻、麦類及び雑穀・いも類・豆類のいずれかを主要作物とするものとした。

母集団は、平成12年11月に実施した農業構造動態調査地域就業等構造調査において把握した集落営農組織を基に、関係機関から情報収集等により把握した 1,240営農組織とした。

#### 4 調査期日

- (1) 認定農業者編は、平成13年11月1日現在で実施した。
- (2) 農業生産法人等編は、平成14年8月1日現在で実施した。

#### 5 調査方法

##### (1) 認定農業者編

###### ア 標本の抽出

農業経営組織別に階層分けを行い、系統抽出した。

###### イ 調査の実施

調査は、出張所職員が調査客体に調査票を配付・回収する自計申告調査とした。

###### ウ 集計

階層別の推定については、合計値に階層別の推定係数を乗じて集計を行い、当該階層別値を合計して、農業地域計、全国計を算出した。

[ 推定式 ]

$$X_i = \sum_{j=1}^{n_i} W_i X_{ij} \quad W_i = N_i / n_i$$

< 上記の計算式に用いた記号 >

$X_i$  . . . . . i 階層の推定値

$W_i$  . . . . . i 階層の推定係数

$X_{ij}$  . . . . . i 階層 j 標本客体の調査値

$N_i$  . . . . . i 階層の母集団農家数

$n_i$  . . . . . i 階層の実査客体数

###### エ その他

この調査の数値は、6,744戸（回収率79.7%）の調査結果から推定したものである。

##### (2) 農業生産法人等編

###### ア 標本の抽出

農業生産法人及び協業経営体

標本は、農業経営組織別に階層分けを行い、2,890事業体を系統抽出した。

集落一農場型営農組織

標本は、主要作物別に階層分けを行い、512営農組織を系統抽出した。

###### イ 調査の実施

農業生産法人及び協業経営体

調査票を郵送し、調査客体が自ら記入する自計申告方式により実施し、郵送により調査票の回収を行った。

#### 集落一農場型営農組織

調査票を郵送し、調査客体が自ら記入する自計申告方式により実施し、調査票の回収は出張所職員が行った。

### ウ 集計

それぞれの調査事項の地域別推定値は、次に示す推定式により算出した。地域別推定値を加算し全国推定値とする。

[ 推定式 ]

< 上記の計算式に用いた記号 >

$$X = \sum_{i=1}^L \frac{N_i}{n_i} \sum_{j=1}^{n_i} x_{ij}$$

- X . . . . . 当該地域の  $x$  の総計の推定値
- L . . . . . 階層数
- $N_i$  . . . . . 当該地域  $i$  番階層の母集団の大きさ
- $n_i$  . . . . . 当該地域  $i$  番階層の実査客体数
- $x_{ij}$  . . . . . 当該地域  $i$  番階層の  $j$  番標本の  $x$  の調査値

### エ その他

調査の数値は、調査時点で調査の対象でなかった者や回答のなかった者を除き、農業生産法人・協業経営体については、1,873事業体(回収率64.8%)の調査結果から、集落一農場型営農組織については、466集落営農(回収率91.0%)の調査結果から推定したものである。

なお、本書で表章した法人形態別の標本数は、農事組合法人が545、株式会社が17、有限会社が682、合名合資会社が7である。

## 6 用語の解説

### 【認定農業者編】

- |              |   |
|--------------|---|
| (1) 認定農業者    | 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条第1項に基づき「農業経営改善計画」を市町村に提出し、認定を受けた農業者をいう。 |
| (2) 農業経営改善目標 | 市町村に提出した農業経営改善計画に、5年後の目標として掲げた経営耕地面積及び借入耕地面積や所得等をいう。                |
| (3) 直近の認定時点  | 認定は、平成5年度より行われており、再認定を受けている認定農業者の場合は、再認定された時点とした。                   |
| (4) 農業所得     | 農業所得とは、農業粗収益から農業経営費を差し引いたものをいう。<br>農業粗収益とは、1年間の農業経営によって得られた総収益額であ   |

り、農産物の販売収入、農作業受託収入、家計に仕向けられた農産物の価額のほか、農業用生産手段の一時的賃借料なども含む。

農業経営費とは、1年間の農業経営に要した一切の経費であり、当年における流動的経費及び当年負担すべき固定資産の減価償却費からなる。

(5) 農業委員会による農用地の斡旋

認定農業者からの農用地の利用権設定等の申し出により、農業委員会が農用地の利用関係の調整を行ったものをいう。なお、農地保有合理化法人が認定農業者への農地の売り渡し、貸し付けを行う農地保有合理化促進特別事業によるものを含めた。

(6) 税制上の特例措置

青色申告をしている認定農業者が、経営規模を一定以上拡大すると、機械、施設の減価償却費を普通に計算した金額よりも割り増しして計上できる制度（割増償却制度）をいう。

(7) 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）

農地取得や機械・施設の投資等に充てる長期資金をいう。

(8) 農業経営改善促進資金（スーパーS資金）

肥料や飼料等の購入にあてる短期資金をいう。

(9) 認定農業者育成推進資金

農業用機械・施設等の改良、取得等のための中期資金をいう。

(10) 各種経営研修会

経営改善支援センターによる経営相談、経営研修等をいう。

(11) 農業生産基盤の整備に関する支援

経営構造対策事業による土地基盤の整備や、ほ場整備事業による支援を受けた場合をいう。

(12) 農業用機械・施設のリースに関する支援

認定農業者支援緊急リース事業による、農業用機械・施設のリース料の助成を受けた場合をいう。

(13) 稲作経営安定対策による補填金の交付

稲作を主体とした経営を行う認定農業者に対して、稲作経営安定対策による補填割合が9割まで引き上げられる措置による補填金の交付をいう。

#### 【農業生産法人等編】

(農業生産法人及び協業経営体)

(1) 農業生産法人

農地法（昭和27年法律第229号）第2条の規定に基づき、農業経営を行うために農地を取得できる法人をいう。

(2) 協業経営体	<p>法人格の有無にかかわらず、2戸以上の世帯が農業経営に関し、栽培、販売、収支決算等一切の過程を共同して行い、収益を分配しているものをいう。</p>
(3) 組織形態	
ア 法人	
農事組合法人	<p>農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき、農業生産についての協業を図ることにより、共同の利益を増進することを目的として設立された法人をいう。</p> <p>なお、農業協同組合法第72条の8第1号の事業を行う農事組合法人（農業生産組織）を除く。</p>
株式会社	<p>商法（明治32年法律第48号）に基づき、株式会社の組織形態をとっているものをいう。</p>
有限会社	<p>有限会社法（昭和13年法律第74号）に基づき、有限会社の組織形態をとっているものをいう。</p>
合名会社	<p>商法に基づき、合名会社の組織形態をとっているものをいう。</p>
合資会社	<p>商法に基づき、合資会社の組織形態をとっているものをいう。</p>
イ 非法人 (協業経営体)	<p>(2)の協業経営体のうち、法人格を有しないものをいう。</p>
(4) 経営耕地面積	<p>事業体が経営する耕地の面積であり、本調査では、「現在」と「10年前」を比較している。なお、10年未満の事業体については、発足時の状況とした。(以下同じ。)</p>
施設面積	<p>施設とは、ビニールハウス及びガラス室などの園芸用施設のうち、人が通常の姿勢で作業できる高さのもので、園地全面（上面ばかりでなく側面も）を覆う構造になっていて保温効果があるものをいう。</p> <p>なお、きのこ栽培や水稻の育苗のみに利用したものは除く。</p>
(6) 営農活動の範囲	<p>営農活動の範囲ごとに、農作業を行っている団地の分布をいう。</p>
(7) 従業員数	<p>事業体の経営責任者、出資者及び雇用労働者をいう。</p>
役員	<p>事業体の経営責任者で、代表取締役・取締役や組合長・副組合長の役員をいう。</p>

構成員	事業体の出資者で役員以外の者をいう。
常雇	恒常的に勤務した者をいい、雇用契約上、あらかじめ7か月以上の期間を定めて雇った者をいう。
臨時雇	継続的に雇うという契約がない場合や、一定の事業所に長期間就業していても短期間の雇用契約で雇われた場合のほか、時間単位で雇用されるパートタイマー等はここに含める。
(8) 機械・施設等の設備資金の利用状況	現在の組織形態となって以降の機械・施設等の設備資金の調達状況をいう。
自己資金	農業生産法人及び協業経営体の出資金、積立金をいう。
補助事業	構造政策の推進や地域農業の生産体制の整備等のために、国及び地方公共団体が行っている各種事業で定められている補助率に基づいて事業体に支払われたものをいう。
リース事業	農業公社、市町村等を通じて農業用機械、生産施設等をリース方式により提供を受けた、又はリース料の助成を受けたものをいう。
制度資金	農業近代化資金、農業改良資金、農業経営基盤強化資金等の制度・施策に基づいた資金で、国、県及び農林漁業金融金庫等を通じて融資を受け利用した資金をいう。
農協の独自資金	農協独自の融資制度を利用して借り受けた資金をいう。 なお、農協を融資窓口としている制度資金はここには含めない。
市中銀行	一般の銀行や信用金庫等から借り受けた資金をいう。
(9) 農業生産資材等の短期運転資金	種苗、肥料、農薬、資材の調達や施設・機械の修繕費など、直近の会計年度に農業経営で必要となった短期運転資金の借り入れをいう。
(10) 農産物販売以外の事業	
農産物の加工食品	事業体で取り組んでいる農産物に種々の手を加えて、栄養価や嗜好性を高める。又は保存性を与えることをいう。
工芸品の製造	事業体で取り組んでいる農産物に手工芸的な技術を加え、工芸品や民芸品を製造することをいう。

観光農園・交流事業	農産物のオーナー制度や事業体の農園で入園料を取って観光農園を営んだり、消費者である都市住民と農業体験等を通じて交流を行うことをいう。
飲食事業	事業体で取り組んでいる農産物を利用した飲食店やレストランの経営事業をいう。
農作業の請負	事業体に取り組んでいる農作業の請負をいう。
(集落一農場型営農組織)	
(1) 集落営農の開始年次	集落一農場型営農組織の開始年次をいう。
(2) 集落営農に参加している世帯数	農地や労働力の提供を行うなど、集落営農に係る事項について合意している世帯数をいう。これには、農家及び集落営農に参加することにより、非農家となったものを含む。
(3) 集落営農の労働力 過去1年間の出役者数	過去1年間の集落営農に係る作業に出役した者数をいう。 なお、ここでいう出役とは、規約等で定められた作業料金に係わるものをいい、作業料金の対象とならない草抜き、水管理等は含めない。
農業が主	ふだんの生活の状態が仕事で、主に農業に従事している人をいう。
認定農業者	農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)の規定により、市町村から認定を受けた農業者をいう。
勤務が主	ふだんの生活の状態が仕事で、主に「決まった勤め先」、「出稼ぎ」、「日雇・臨時雇」などの他に雇われている人をいう。
自営業が主	ふだんの生活の状態が仕事で、主に農業以外の自営業(商店経営、林業、漁業等)に従事している人をいう。
その他が主	ふだんの生活の状態が主に家事や子供の面倒を見ている人のほか、学生等をいう。
オペレータ	集落営農の作業に、農業機械を用いて従事した者をいう。
(4) 出役金	作業種類別に定められた時間当たり賃金や日数当たり賃金に基づき、構成員に支払われた金額をいう。

- (5) 配当金 | 集落営農により得られた利益のうち、参加農家の農地の持ち分等に応じて支払われた金額をいう。

## 7 統計の表章

### (1) 統計表の編成

全国農業地域別統計表に関する統計表の編成とした。

### (2) 地域区分

#### 全国農業地域及び地方農政局管区とその範囲

全国農業地域名 (地方農政局管区)	所 属 都 道 府 県
北 海 道	北海道
東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北 陸	新潟、富山、石川、福井
関 東 ・ 東 山	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野
東 海	岐阜、静岡、愛知、三重
近 畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四 国	徳島、香川、愛媛、高知
九 州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
関 東 農 政 局	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡
東 海 農 政 局	岐阜、愛知、三重
中国四国農政局	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知

注： 東北農政局、北陸農政局、近畿農政局及び九州農政局の各地方農政局管区は、全国農業地域の区域と同じであり、中国四国農政局の管区は、全国農業地域の中国と四国の区域を合併したものである。

なお、沖縄については全国値に含むが、地域別の表章は行っていない。

### (3) 統計の表示について

#### ア 数値のラウンドについて

表示単位未満を四捨五入したため、計と内訳は必ずしも一致しない。

#### イ 表中に使用した符号は、次のとおりである。

「-」：事実のないもの

「0.0」：単位に満たないもの

「X」：秘密保護上統計数値を公表しないもの

## 8 連絡先

農林水産省 大臣官房 統計部 経営・構造統計課 センサス統計室 農林漁業構造統計班  
電 話：03 - 3502 - 8111 (内線2796) 03 - 3502 - 8093 (直通)